

板倉区における予約型コミュニティバス運行業務プロポーザル審査要領

1 審査方法

- (1) 受託候補者選定のための審査を厳正かつ公正に行うため、板倉区における予約型コミュニティバス運行業務受託候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、企画提案書の審査及び評価を実施する。
- (2) 審査は、事業者によるプレゼンテーションをもとに行う。
- (3) プレゼンテーションは、令和7年1月27日実施を予定しており、詳細については別途通知する。
- (4) 出席者は2人以内とする。この業務を担当する予定の管理責任者及び主担当者は出席すること。（管理責任者と主担当者は兼任可）
- (5) 実施時間は、提案する各事業者（共同提案を含む。）につき、プレゼンテーション10分以内、質疑応答5分程度とすること。
- (6) プレゼンテーションは企画提案書に基づいて行うこととし、追加資料の配布は認めない。
- (7) プレゼンテーション及び審査は非公開とする。
- (8) 2に定める評価基準に基づき、各委員が、提出された企画提案書及びプレゼンテーションについて審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

2 評価基準

■ 審査項目による採点の方法

- ① 下表の審査項目別に「優・良・可」の三段階で評価
※下記及び別紙の審査項目及び審査ポイントを基に評価。三段階の評価別に評価点を配点。
（「優」＝3点 「良」＝2点 「可」＝1点）
- ② 評価点にあらかじめ設定したウェイトを乗じて審査項目ごとの得点を算定し合算する。
- ③ ②で合算した得点に基づき、各事業者の評価順位を付ける。
（例 合算した得点の結果が、A社 250点、B社 240点の場合、A社が1位、B社が2位と評価順位を付ける。）

3 受託候補者選定方法

受託候補者選定方法は、各委員の採点結果の合計点を評価する方式（得点方式）及び各委員の評価順位を評価する方式（順位方式）を併用する。

- (1) 受託候補者は、得点方式により全委員の合計点の平均（又は全委員の各々の合計点）が100点満点70点以上の評価があったものの中から選ぶ。
- (2) 得点方式で得点が最も高い者 かつ 順位方式で最も多くの委員から第一順位に評価された者を受託候補者とする。
- (3) (2)により両方式の該当者が一致しない場合又は同点により該当者が複数いる場合は、それぞれの方式の該当者の中から委員の多数決により受託候補者を選定する。

■ 審査項目及び審査のポイント

審査項目	審査のポイント	ウェイト
1 技術力や輸送力、需要への対応及び体制	① 利用者を適切に輸送できる具体性のある内容であるか。 ② 一時的な需要増があったときは、利用者への影響を最小限にとどめる内容であるか。 ③ 事故や故障など緊急時は、利用者への影響を最小限にとどめる内容であるか。 ④ 交通事情の悪い時における対応は、利用者への影響を最小限にとどめる内容であるか。 ⑤ 予約に応じて運行経路や時刻が変わる中で、どのようにして利便性を確保するか。	30
2 持続可能性、実現性の高い事業計画	⑥ 試験運行終了後も継続して運行することが望める内容であるか。 ⑦ 適切に見積もられた事業費に基づく内容であるか。	30
3 利便性向上への取組	⑧ 主な輸送対象である高齢者が利用しやすい内容であるか。 ⑨ 予約方法は利用者にとって分かりやすい内容であるか。 ⑩ 利用促進につながる具体的な提案はあるか。	20
4 総合力、事業目的との整合性	⑪ 運行の効率化や経費の節減等、事業者の持つ経験やノウハウが活かされた提案であるか。 ⑫ 事業目的に合った提案であるか。	20

(計100)

審査項目及び審査のポイント（別紙）

1 技術力や輸送力、需要への対応及び体制（審査項目のウェイト 30/100）

審査のポイント
① 予約型コミュニティバスに関し、利用者を適切に輸送できる具体性のある内容であるか。 <ul style="list-style-type: none">保有車両、予約管理など無理のない実現可能な内容であるか。乗降について、乗降者、乗客、通過交通及び歩行者の安全に配慮した実現性のある提案がされており、かつ、利用者の利便性は維持・改善できるか。仮想の利用予約に対し、必要な人員や車両を用意した上で、適切な輸送が想定されているか。
② 一時的な需要増があったときは、利用者への影響を最小限にとどめる内容であるか。 <ul style="list-style-type: none">代替車両の配車等により、すみやかに利用者を輸送する体制が構築されているか。
③ 事故や故障など緊急時は、利用者への影響を最小限にとどめる内容であるか。 <ul style="list-style-type: none">代替車両の配車等により、すみやかに利用者を輸送する体制が構築されているか。負傷者が生じた場合に適切な対応がとれるようにマニュアルの整備や研修、訓練など、適切な体制が整っているか。
④ 交通事情の悪い時における対応は、利用者への影響を最小限にとどめる内容であるか。 <ul style="list-style-type: none">雪害に起因する冬季の交通障害の想定とその対応を念頭に提案されているか。運行に支障がある場合に適切な対処方法が検討されているか。やむを得ず運行を休止する場合に、市が行う防災行政無線等による放送のほかに、利用者への適切な周知の実施が考慮されているか。
⑤ 予約に応じて運行経路や時刻が変わる中で、どのようにして利便性を確保するか。 <ul style="list-style-type: none">停留所等で利用者を待たせない、迷惑をかけないための具体的な工夫はあるか。

2 持続可能性、実現性の高い事業計画（審査項目のウェイト 30/100）

審査のポイント
⑥ 試験運行終了後も継続して運行することが望める内容であるか。 <ul style="list-style-type: none">事業者の規模や社歴、経営管理体制など、本運行を開始しても、事業全体が継続できる見込みであるか。安全に係る運行管理について、研修や管理体制など適切な体制が整っているか。新規車両の導入や新たな人員確保等に係る初期投資は、提案する事業内容に対して過剰なものとなっていないか。将来にわたって、運行に係る車両や運転手を確保することができるか。
⑦ 適切に見積もられた事業費に基づく内容であるか。 <ul style="list-style-type: none">提案された見積額は、それぞれの内訳を積み上げたもので、適切かつ正確に見積もられているか。また、事業内容の実施に対して不足していたり、安易な値下げを行っていないか。

3 利便性向上への取組

(審査項目のウェイト 20/100)

審査のポイント
⑧ 主な輸送対象である高齢者が利用しやすい内容か。 <ul style="list-style-type: none">・ 高齢者が乗りやすい、使いやすい輸送サービスをするための工夫はあるか。
⑨ 予約方法は利用者にとって分かりやすい内容であるか。 <ul style="list-style-type: none">・ 利用者の予約の手間を軽減する工夫があるか。・ 出発の前後に予約のキャンセルがあった場合に、運行経路の変更など、柔軟な対応がとれる体制であるか。・ 予約時刻に所定の停留所に予約者がいない場合に、柔軟な対応が想定されているか。
⑩ 利用促進につながる具体的な提案はあるか。 <ul style="list-style-type: none">・ 利便性を向上させることで利用者の増加につながるような具体的な提案はあるか。・ その他、車を所有していない移動制約者の利用を増加させる提案はあるか。・ 車両表示板や愛称など、地域に密着し需要を掘り起こす提案があるか。

4 総合力、事業目的との整合性

(審査項目のウェイト 20/100)

審査のポイント
⑪ 運行の効率化や経費の節減等、事業者の持つ経験やノウハウが活かされた提案であるか。 <ul style="list-style-type: none">・ これまでの地域住民輸送の実績に基づく経験やノウハウが、利便性の向上に資する提案に活かされているか。・ これまでの地域住民輸送の実績に基づく経験やノウハウが、運行の効率化や経費の節減に資する提案に活かされているか。
⑫ 事業目的に合った提案であるか。 <ul style="list-style-type: none">・ 全体的に、運行の効率性を向上させる提案であるか。・ 全体的に、高齢者を主とした移動制約者の利用を積極的に可能にする提案であるか。・ 交通事業者として、地域の足を守っていく意欲や姿勢が感じられるか。